

15年9月より取り組んでいる県民運動「ごみゼロおおいた作戦」に関しては専用のページを設けて活動に関する情報の提供を行っている。また、平成21年度には、環境学習教材として、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を県庁ホームページ形式で提供することとした。

今後も、環境関連情報や水質・大気の監視データ等について地理情報システムを利用したデータベース化など、迅速かつ適切に情報提供が行われ

るよう新たなニーズに応じたシステムの構築を図ることとしている。

大分県のホームページ

<http://www.pref.oita.jp/>

ごみゼロおおいた作戦

<http://www.pref.oita.jp/13010/gomi0/index.html>

おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/kirarinnet/>

第4節 調査研究、監視・観測等の推進

第1項 衛生環境研究センターの概要

1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所、工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市曲芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部、水質部の5部2課制となった。

また、当センター内でダイオキシン類の分析を行うため、平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設し、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部、水質部の6部1課制となったが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年2月、大分市高江ニュータウンに新庁舎が完成し、3月に芳河原台から移転した。

平成18年4月、組織改正により、6部制を廃止し、企画・管理、化学、微生物、大気・特定化学物質、水質の5担当制となった。

業務は、次のとおりである。

(1) 企画・管理担当

- ① センターの運営についての総括
- ② 調査研究に関する総合調整及び評価
- ③ 衛生及び環境教育に関する企画
- ④ 研修指導及び精度管理に関する企画及び調整
- ⑤ 衛生及び環境に係る広報

(2) 化学担当

- ① 食品中の残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、その他規格基準に関する試験検査

- ② 自然毒に関する試験検査
- ③ 医薬品、医療用具等の試験検査
- ④ 衣服、家具等家庭用品の有害物質検査
- ⑤ 衛生化学に関する調査研究
- ⑥ 衛生化学情報の収集及び解析
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理
- ⑧ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

(3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒、感染症発生動向調査事業等における病原微生物の検索
- ② 食品衛生法による食品の微生物学的検査
- ③ 公共用水域等の汚染指標細菌検査
- ④ 血液製剤及び医療器具等の無菌試験
- ⑤ 感染症の流行予測調査
- ⑥ 感染症の血清学的検査
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理
- ⑧ 微生物情報の収集及び解析
- ⑨ 微生物学に関する調査研究
- ⑩ 微生物学的検査技術の研修・指導及び精度管理

(4) 大気・特定化学物質担当

- ① 有害大気汚染物質の調査、分析
- ② 浮遊粉じんの測定、分析
- ③ ダイオキシン類の測定、分析
- ④ 大気汚染の常時監視
- ⑤ 交通環境・一般環境の大気測定調査
- ⑥ 悪臭物質の測定、分析
- ⑦ 国設酸性雨測定所の管理運営
- ⑧ 環境放射能の調査、分析
- ⑨ 光化学オキシダント・ダイオキシン類・酸性雨の調査研究
- ⑩ 大気・ダイオキシン類環境情報の収集及び解析
- ⑪ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

(5) 水質担当

- ① 河川、海域、湖沼及び地下水に係る水環境保全のための測定及び解析

- ② 排水監視及び未規制汚濁源に係る排水等の測定
- ③ 農薬等未規制物質に係る測定及び研究
- ④ 産業廃棄物処分場浸出水等の水質測定及び土壌・底質の分析
- ⑤ 温泉に関する調査及び分析
- ⑥ 水環境保全に係る調査研究
- ⑦ 水質の生物学的調査研究
- ⑧ 水環境情報の収集及び解析
- ⑨ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成20年度における環境保全に関する試験研究は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表 衛生2, 3のとおりである。

第5節 規制法的手法の活用

第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業(特定作業)を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務を課すとともに、排出されるばい煙や排水水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排水水等について、総量規制方法が導入されてお

り、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成20年度末までの特定工場等の届出の状況は表5-1のとおりである。

第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、県では、資料編表 大気3のとおり、現在9企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

表5-1 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特定作業の種類	特定工場数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	4
3	合成樹脂の製造の製造	3
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	2
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	鉄鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	17
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	96